

### 3 世代別・ライフサイクルを通じた税負担に関するシミュレーション

前述したように、望ましい税制の基準の一つとして、「公平」がある。少子・高齢化が急速に進展している現在では、「世代間の公平」や「ライフサイクルを通じた税負担の平準化」といった視点が重要になっている。

ここでは、年齢階層別の平均収入に関するデータ（コーホート・データという）を用いて、一定のライフサイクルを仮定した場合の特定世代の負う個人所得課税の実効税率を年度ごとにシミュレーションした<sup>16</sup>。

#### 個人所得課税の実効税率の計測

分析の手法は以下の通りである。まず、「家計調査年報」各年版から、世帯主の年齢5歳

**注** (16) コーホート・データは、一定の仮定を置くことにより、各世代のデータをトレースしており、ライフサイクル的な視点からの分析に際して極めて有用である。このため、近年、コーホート・データを利用した分析が増加している。一方、世代毎のデータを求めるために個別世帯のデータを平均化している点に留意が必要である。

階級別の勤め先収入（退職金等除く）を抽出し、隣接階級の加重平均により1歳階級のデータに加工した。ライフサイクルの仮定は、「人口動態統計」より対象期間の婚姻、出生の平均値を算出した。具体的には、厚生年金・健康保険組合・雇用保険加入の給与所得者、妻は専業主婦と仮定し、27歳で結婚（妻25歳）、29歳で第1子誕生（51歳で独立）、31歳で第2子誕生（53歳で独立）としている。その上で、各年の税制に合わせた個人所得課税の実効税率を年度ごとにシミュレーションした。

### 若年世代ほど低下する個人所得課税の実効税率

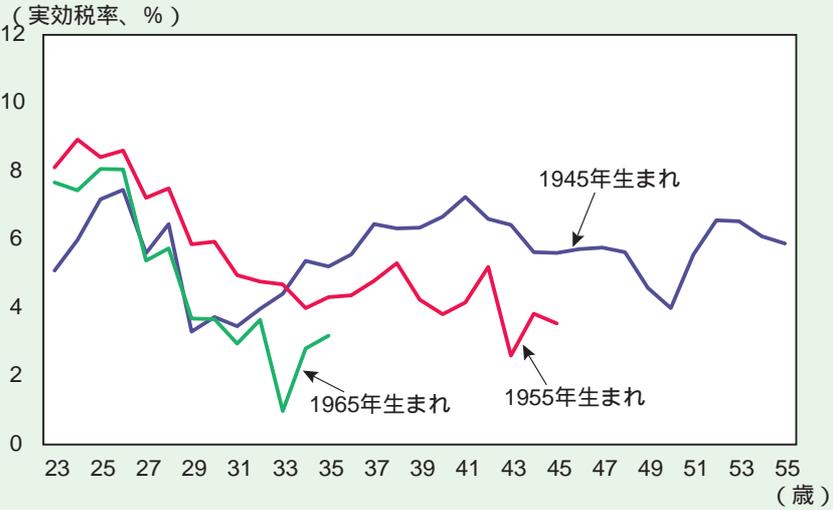
上記の前提の下、世代別にみた個人所得課税の負担の推移はどの程度異なるのであろうか。所得税と住民税を合わせた実効税率の時系列推移を世代別のライフサイクルでみてみよう。第2 - 1 - 20図をみると、1945年生まれのグループは次世代の55年生まれのグループに比べ、30歳までの若年代では低い負担であったが、それ以降はむしろ高い負担となっており、実効税率が5～7%台の水準でほぼ推移していることが分かる。なお、50歳台になって実効税率が上昇しているのはライフサイクルで仮定した2人の子供が独立し、（特定）扶養控除の適用外となることによる（第2 - 1 - 20図）。65年生まれのグループは、30歳までの時期ではほぼ45年生まれのグループと同様の実効税率であったが、30代になって負担は前の世代に比べかなり軽減されている。

このように、80年代半ば以降の減税による個人所得課税の実効税率の低下を反映し、ライフサイクル上の同時期においては基本的に、若年世代ほど実効税率は低くなっている。

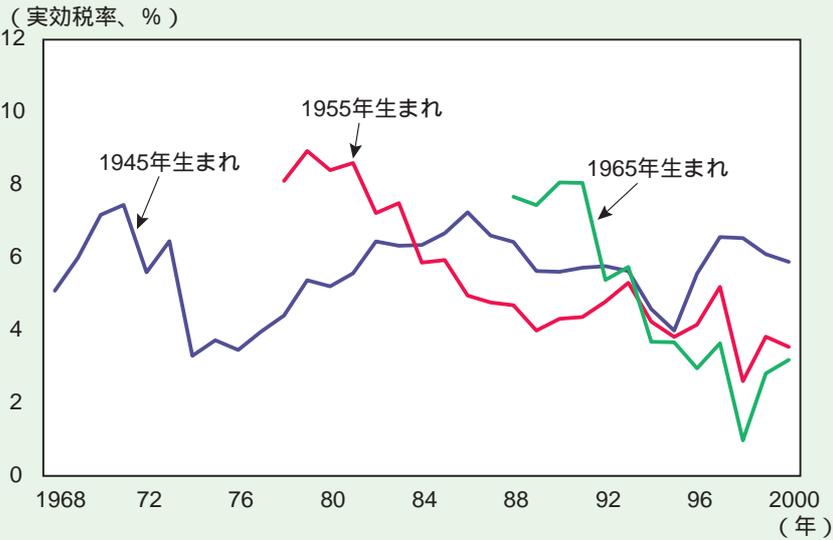
第2-1-20図 世代別ライフサイクルでみた個人所得課税の実効税率のシミュレーション

80年代半ば以降の減税により低下する個人所得課税の実効税率

(1) 同一年齢による比較



(2) 同一年による比較



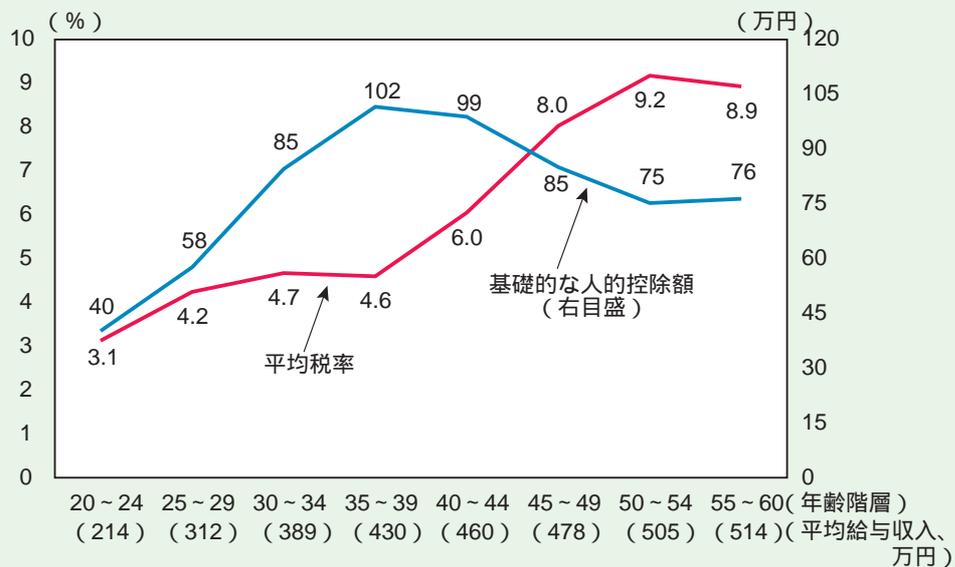
- (備考) 1. 総務省「家計調査年報」、厚生労働省「人口動態統計」等により作成。  
 2. 実効税率 = (所得税 + 住民税) / 勤め先収入。  
 3. 家計調査の世帯主の年齢5歳階級別勤め先収入から、1年階級のデータを推計し、この生まれ年別のコーホートデータに税制シミュレーションモデルを適用し、所得税及び住民税額を算出。  
 4. ライフサイクルの仮定は、人口動態統計より対象期間の婚姻、出生の平均値を算出。27歳で結婚(妻は25歳)、29歳で第1子誕生(51歳で独立)、31歳で第2子誕生(53歳で独立)。夫を世帯主、妻は専業主婦で所得無し。夫は、厚生年金、健康保険組合、雇用保険に加入していると仮定した。  
 5. 給与所得控除・基礎控除・(特定)扶養控除・配偶者(特別)控除・社会保険料控除・特別減税を適用(ただし、昭和50年代の特別減税は適用していない)。住民税は人口5~50万人都市の均等割に対応。

年齢階層別平均税率

次に、個人所得課税の平均税率(=平均税額/平均給与収入)について年齢階層別にみてみよう。国民生活基礎調査(平成11年)の個票データを用い、給与収入のある者について内

閣府で平均税率を試算した。第2-1-21図の実線がこれを示しているが、年齢階層が上がっていきにしたがって、給与収入（所得金額）が上昇することから、結果として年齢階層別の平均税率も年齢階層が上がるごとに上昇している。一方、同図中の点線は、基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定扶養控除）の控除額を年齢階層別に示したものであり、これらの控除は、世帯の属性や就業状況等に応じて適用されることを反映し、35～44歳の中年層で約100万円とピークに達し、その後緩やかに低下しているのが分かる（第2-1-21図）。

第2-1-21図 個人所得課税の年齢階層別平均税率及び基礎的な人的控除額のシミュレーション



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査(平成11年)」の個票により作成。  
 2. 各年齢階層ごとに雇用者所得のある者を対象とし、雇用者所得(給与収入)について税制シミュレーションモデルを適用することにより試算。  
 3. 平均税率は各年齢階層ごとに、平均税額(=所得税+住民税)/平均給与収入にて算出。  
 4. 基礎的な人的控除(所得税)=基礎控除+配偶者・配偶者特別控除+扶養控除・特定扶養控除。

### 負担構造の推移及び現状

以上、個人所得課税の負担の推移及び現状についてみてきた。

第1に、我が国の個人所得課税負担の推移を、実効税率でみると80年代以降の税率引下げを含む税率構造の見直しなどの減税を反映して低下しており、諸外国と比較しても相当程度低いことが分かる。また、個人所得課税による所得再分配機能も低下している。さらに、所得税の税込全体に占める割合も低下し、個人所得課税の国民所得比でも、我が国の税負担は、他の先進諸国の半分程度となっている。

第2に、個人所得課税の負担の現状をみると、(i) 所得税の最低税率ブラケットに給与所得者の8割が入っている。(ii) 給与所得者の5人に1人が所得税の非納税者になっている。

第3に、世代別・ライフサイクルを通じた個人所得課税の負担をみると、(i) 80年代半ば以降の減税によりライフサイクル上の同時期においては基本的に若年世代ほど実効税率が低くなっている。(ii) 給与収入(所得金額)が上昇することから、結果として平均税率も年齢階層が上がるごとに上昇している。

## 4 控除の実態をめぐる論点と分析

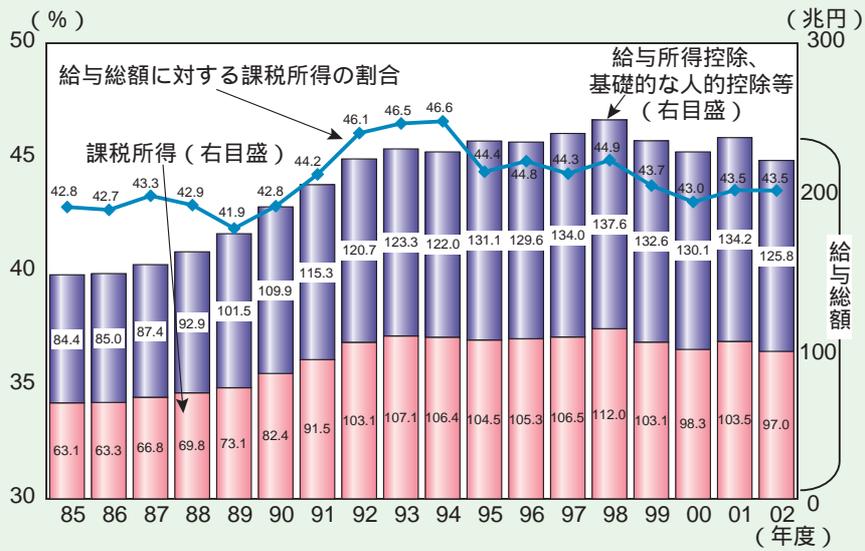
これまでの分析により、個人所得課税の負担に対して、控除が様々な影響を与えていることが分かった。ここでは、諸控除が負担にどのような影響を与えているのか、具体的に検証してみることにしよう。

### 控除制度が課税ベースに及ぼす影響

最初に、各種控除が所得課税の課税ベースをどの程度縮小させているのかを、マクロ的に明らかにしてみよう(第2-1-22図)。これは、各年度予算ベースの数値を基に作成したものであるが、94年度までは、課税所得が給与総額に占める割合が徐々に高まり、94年度には46.6%になったものの、その後は、低下傾向にあり、2002年度では43.5%にまで低下していることが分かる。こうした課税ベースの縮小と税率の引下げがあいまって、給与総額に対する税収の比率は、85年度の6.4%から2002年度には4.5%へと低下している。

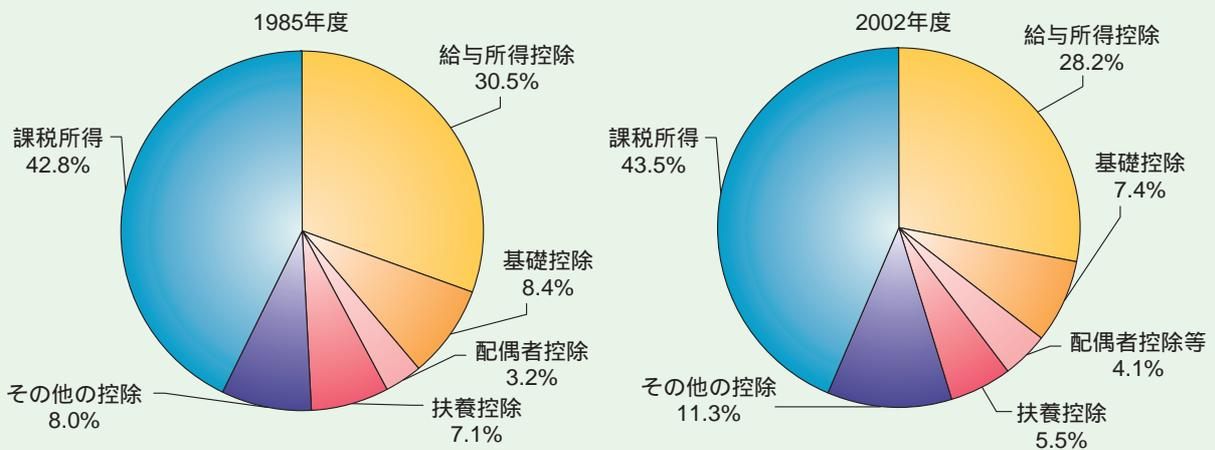
次に、給与所得控除や基礎的な人的控除等が給与総額に占める割合の推移をみたのが第2-1-23図である。これによって、85年度と2002年度を比べると、いずれの場合にも、給与所得控除が給与総額の3割近くを占めており、課税ベースを縮小させている最大の項目であることに変わりはないが、その割合は若干小さくなっている。基礎控除や扶養控除も同様に、給与総額に占める割合は小さくなっている。配偶者特別控除が87年に創設されたこともあり、配偶者と配偶者特別控除の合計の占める割合は、85年時より高まっている。こうしたなかで、給与所得に占める割合が上昇しているのは、社会保険料控除、生命保険料控除等の「その他の控除」であり、85年度の8.0%から2002年度の11.3%へと上昇している(第2-

第2-1-22図 給与所得の課税ベースの推移（所得税）



(備考) 各年度予算ベースの数値をもとに作成。

第2-1-23図 給与総額に占める諸控除の割合



給与総額 (A)	147.5兆円	1.5倍	給与総額 (A)	222.8兆円
課税所得 (B)	63.1兆円	1.5倍	課税所得 (B)	97.0兆円
税収 (C)	9.5兆円	1.1倍	税収 (C)	10.1兆円
(C)×(A)	6.4%		(C)×(A)	4.5%
(C)×(B)	15.1%		(C)×(B)	10.4%

(備考) 各年度予算ベースの数値をもとに作成。

1 - 23図)。

また、諸控除の合計額が給与に占める割合を給与水準別に内閣府で試算したデータでみると、1,000万円の所得階級まで、控除率はほぼ50%以上であり、控除が課税ベースを大きく縮小していることが分かる(第2 - 1 - 24図)。

最後に、各種控除が我が国の所得税の課税ベースをどの程度縮小しているのかに関して、日米の国際比較を分析した研究<sup>17)</sup>によれば、我が国の「家計部門の受取り」に対する「課税ベース(課税所得)」の割合は、27.4%(97年度)であるのに対して、アメリカは53.2%(96年)となっており、キャピタルゲインが除かれているなどの限界もあり単純に比較はできないが、我が国の所得税の課税ベースは米国のほぼ半分程度と試算されている<sup>18)</sup>。日米で大きな差異が生じている要因は、社会保障給付等の「課税ベースに含まれない社会保障」の差異と「所得控除」の差異、の2つに大きく分けられる(第2 - 1 - 25図)。このうち、「課税ベースに含まれない社会保障」は、我が国には、一般的にアメリカにはない「社会保険料控除」があるためである。これは更に年金に関連するものと医療費等に関連するものとに分かれる<sup>19)</sup>。今後の我が国の高齢化の進展を考えると、社会保険料の増加に伴う課税ベースの縮小はますます大きくなっていくものと見込まれる(第2 - 1 - 26図)。

これまでの分析により、個人所得課税の負担に対して、控除が様々な影響を与えていることが分かった。ここでは、諸控除が負担にどのような影響を与えているのか、具体的に検証してみることにしよう。

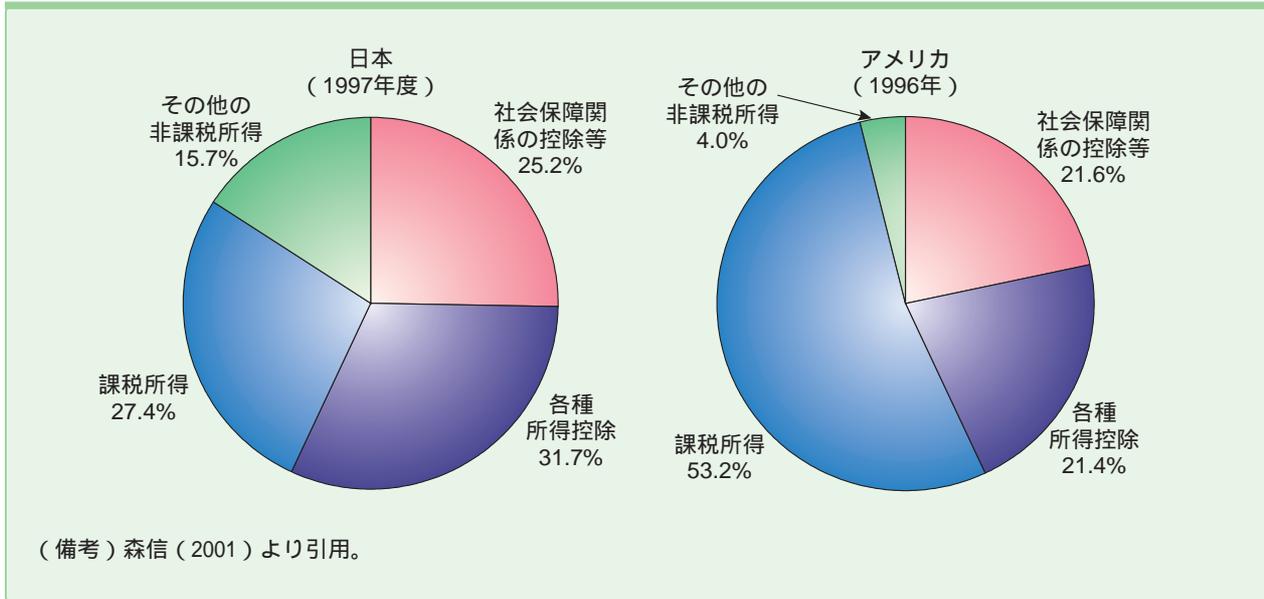
第2-1-24図 給与収入階級別にみた給与所得に占める諸控除の割合の試算

給与収入階級 (万円)	平均給与額(千円) (a)	平均控除額(千円) (b)	平均税額(千円) (c)	控除率(%) (d)÷(b)×(a)	平均税率(%) (e)÷(c)×(a)
~ 300	2,239	1,565	52	69.9	2.3
301 ~ 500	3,962	2,535	114	64.0	2.9
501 ~ 800	6,251	3,459	202	55.3	3.2
801 ~ 1000	8,866	4,494	425	50.7	4.8
1001 ~ 1500	11,805	4,834	863	40.9	7.3
1501 ~ 2000	17,022	4,991	2,122	29.3	12.5

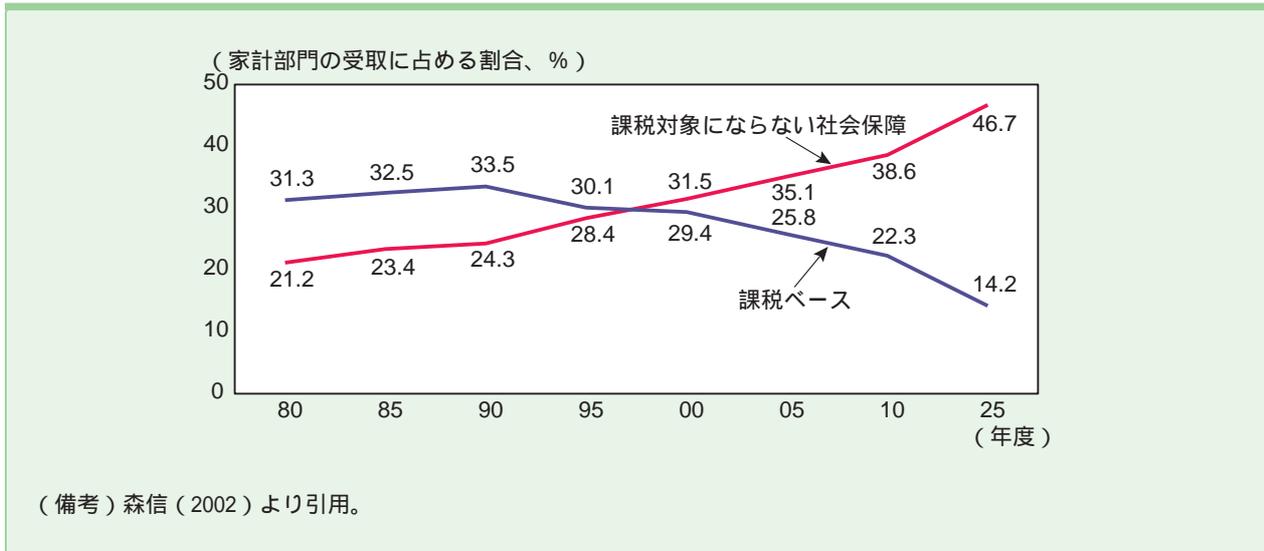
(備考) 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態(平成12年)」により作成。  
但し、給与所得控除は、階級値と同額の給与収入に対応する給与所得控除額をその階級の平均控除額と仮定している。

注 (17) 森信(2001)、森信(2002)  
(18) 課税ベースの比較にあたっては、日米の国民所得統計から家計の収入を求め、そこから非課税所得を除去し、さらに税務統計等に基づき給与所得控除や人的控除を推計・除去している。  
(19) 年金に関連するものとしては、我が国では、年金の拠出が課税所得の計算上、課税ベースから除外されるのに対し、アメリカでは原則として課税ベースに含まれているためである。また、医療費は、我が国では、一部自己負担を除き、原則として自らの負担する社会保険料の中から賄われているが、その部分は課税所得の計算上、全額「社会保険料控除」として課税ベースから除外される。これに対し、アメリカでは、公的な医療保険制度としては、高齢者向けのメディケアと低所得者向けのメディケイドがあるだけで、それ以外の人々の医療費については、国民の税引き後の所得から負担されているため、このような差異が生じる。

第2-1-25図 個人所得に占める課税所得（課税ベース）の日米比較



第2-1-26図 所得税課税ベースの推移と将来推計（家計部門の受取に占める課税所得等の割合）



### 人的控除の実態

個人所得課税においては、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、基礎控除や配偶者控除、扶養控除など様々な人的控除が設けられている（第2-1-27図）。現行所得税の人的控除を個別にみていくと、特定扶養控除や同居特別障害者加算、同居老親等加算をはじめとした各種控除が多く存在していることが分かる。

主な人的控除額の推移を消費者物価で実質化させた実質控除額の推移でみると、いずれの控除額も、80年代前半までは低下している。80年代後半以降は、物価水準がほぼ安定的に推移してきたこともあり、実質控除額もほぼ横ばいで推移しているが、そのなかで、89年に創

第2-1-27図 人的控除の一覧（所得税）

（1）基礎的な控除

		対象者	控除額	本人の所得要件	適用人員等 (単位：万人)
基礎控除		本人	38万円	/	4,276
配偶者控除	控除対象配偶者	生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円		1,295
	老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円		32
		上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+ 35万円		(6)
配偶者特別控除		生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)		年間所得 1,000万円以下
扶養控除	扶養親族	生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	/	1,697
	特定扶養親族	年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円		573
	老人扶養親族 (同居特別障害者加算) (同居老親等加算)	年齢が70歳以上の扶養親族	48万円		331
		上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+ 35万円		(26)
		老人扶養親族が本人と同居している場合	+ 10万円		(259)

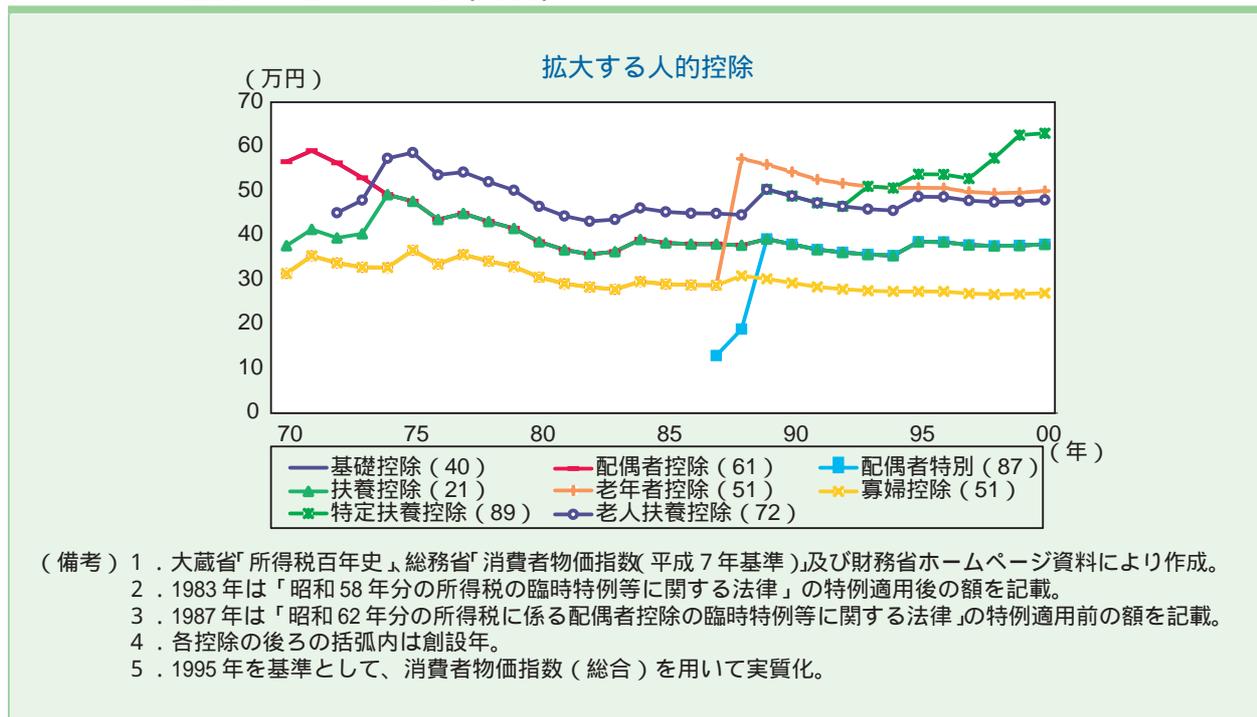
（2）特別な控除

		対象者	控除額	本人の所得要件	適用人員等 (単位：万人)
障害者控除		本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	/	61
	(特別障害者控除)	上記の者が特別障害者である場合	40万円		55
老年者控除		本人が65歳以上の者	50万円	年間所得 1,000万円以下	252
寡婦控除		老年者に該当しない者で、夫と死別した者 夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	27万円	の場合 年間所得 500万円以下	23
	(特別寡婦加算)	寡婦で、扶養親族である子を有する者	+ 8万円	年間所得 500万円以下	18
寡夫控除		老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	年間所得 500万円以下	7
勤労学生控除		本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	年間所得が65万円以下、かつ給与所得等以外が10万円以下	(6)

- （備考）1. 「適用人員等」欄は、平成12年分の民間給与の実態（年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るもの）と申告所得税の実態との単純合計であり、重複排除は行っていない。
2. 扶養控除の「適用人員等」欄は対象となる被扶養者の人数であり、扶養控除の適用を受けている本人は1,447万人である。
3. 障害者控除の「適用人員等」欄は対象となる障害者の人数であり、勤労学生控除の「適用人員等」欄のカッコ書きは、民間企業勤務者で、非納税者に該当する者の人数である。

設された特定扶養控除額が近年大幅に上昇していることが際立っている（第2-1-28図）。前述した日米比較研究の結果をみると、「人的控除」にあたる基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除合計で課税ベースの12.7%が縮小しているのに対して、アメリカで

第2-1-28図 主要人的控除額の推移（実質）



は人的控除 (Personal Exemption) 1本で8.1%が縮小している (第2-1-29図)。

仮にこれら諸控除を廃止した場合の影響を内閣府で試算してみると、例えば、扶養控除の場合は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の年収500万円の給与所得者の所得税負担額の増加は10万円程度にとどまるが、年収2,500万円では37万円程度になる<sup>20</sup> (第2-1-30図)。

最後に、人的控除が財政に与える影響を2002年度予算ベースでみてみよう。課税ベースが縮小することにより、所得税収は、財務省の公表資料によれば、基礎控除によって2.1兆円程度、配偶者控除及び配偶者特別控除によって1.2兆円程度、扶養控除についても1.8兆円程度減少する見込みである (第2-1-31図)。

以上が人的控除による減収見込み額であるが、この他、仮にこれら諸控除を廃止すると、これらの積み上げである課税最低限の水準が低下することになる。それに伴って、これまで課税最低限の水準以下の所得しかないため所得税を納付しなかった人(非納税者)のうちから、納税者に移るものが出てくるが、その割合を内閣府で試算したところ以下のようになった (第2-1-32図)。例えば、扶養控除を廃止すると、同控除を受けていた非納税者のうち47.5%が新たに所得税を支払うことになる。同様に、配偶者控除等を廃止すると、同控除を受けていた非納税者のうち59.2%が新たに所得税を支払うことになる。この結果、所得税

注 (20) 所得控除は所得金額から一定金額を控除するため、同じ金額を控除しても当該納税者に適用される税率により税負担の軽減額が変わることになる。例えば、100万円の所得控除がなされたとして、適用税率が37%の所得者(課税総所得1,800万円超)は、 $100万円 \times 37\% = 37万円$ の税負担が軽減されるのに対して、適用税率が10%の所得者(課税総所得330万円以下)は、 $100万円 \times 10\% = 10万円$ の税負担が軽減される。

収は増加することになる。

第2-1-29図 所得税課税ベースのマクロ推計結果（日・米）

	日本(1997年度)		アメリカ(1996年)		
	10億円	%	Bill. \$	%	
家計部門の受取	471,364	100.0	7,420	100.0	
収入として算入されない受取	- 30,911	6.6	- 110	1.5	
・ 帰属家賃(持ち家の所得)	- 30,911	6.7	- 110	1.5	
課税ベースに含まれない社会保障	- 118,648	25.2	- 1,595	21.6	
・ 社会保障雇主負担	- 27,549	5.8	- 390	5.3	
・ 社会保険料控除	- 29,271	6.2	- 20	0.3	
公的年金保険料	- 18,899	4.0	(IRA, Keogh Self-employment, Health Insurance)		
その他の保険料	- 10,372	2.2			
・ 社会保障給付	- 61,828	13.1	社会保障給付	- 989	13.3
公的年金(控除)	- 34,090	7.2	・ 公的年金(控除)	- 360	5.1
その他	- 27,738	5.9	健康保険(メディケア)	- 178	2.2
・ 医療費控除	- 2,008	0.4	その他	- 451	6.0
			・ 企業年金(401K等)	- 169	2.3
所得控除	- 149,511	31.7	所得控除	- 1,594	21.4
・ 人的控除	- 59,658	12.7	・ 人的控除	- 599	8.1
基礎控除	- 25,731	5.5	Personal Exemption	- 599	8.1
配偶者控除	- 7,834	1.7			
配偶者特別控除	- 6,964	1.5			
扶養控除	- 19,129	4.1			
・ 給与所得者の必要経費等	- 89,853	19.1	・ 給与所得者の必要経費等	- 972	13.0
給与所得控除	- 72,768	15.4	Standard Deduction	- 426	5.7
退職所得控除	- 10,255	2.2	Itemized Deduction	- 546	7.3
その他の控除	- 3,415	0.7	Miscellaneous Deductions	- 39	0.5
雑損控除	- 5	0.0	State and Local Taxes Paid	- 204	2.7
生命保険料控除	- 3,215	0.7	Interest Paid Deductions	- 233	3.1
損害保険料控除	- 195	0.0	Charitable Contributions	- 86	1.2
			Casualty and Theft Losses	- 3	0.0
			・ Adjustments(転職費用・ 離婚による生活費支払い等)	- 23	0.3
その他の非課税扱い分	- 43,160	9.2	その他の非課税扱い分	- 183	2.5
・ その他の移転 (贈与・仕送り等)	- 24,067	5.1	・ その他の移転 (贈与等)	- 26	0.4
・ 制度上の非課税扱い分 (少額貯蓄利子等)	- 19,093	4.1	・ 制度上の非課税扱い分 (公債利子等)	- 157	2.1
課税所得(課税ベース)	129,135	27.4	課税所得(課税ベース)	3,944	53.2

(備考) 森信(2001)より引用。

## コラム2-1

### 配偶者控除等の及ぼす影響

女性の社会進出、家族形態や就業形態の変化等、女性のライフスタイルの多様化が進展している。こうしたなかで、ほとんどの女性が期間の長短はあるものの何らかの就業経験を有するようになってきている。しかも、一人の女性が専業主婦になり、働く主婦になり、あるいは子供をかかえた単身世帯主になったりする。こういう時代には、就労・結婚などについて女性の選択を妨げないことが重要である。こうした男女共同参画社会の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でないという指摘なども踏まえた配偶者控除等の見直しが議論されている。「基本方針2002」でも、「就労などの選択にゆがみを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。」とされている。以下では、特に配偶者控除及び配偶者特別控除の及ぼす影響について分析・検討することにする。

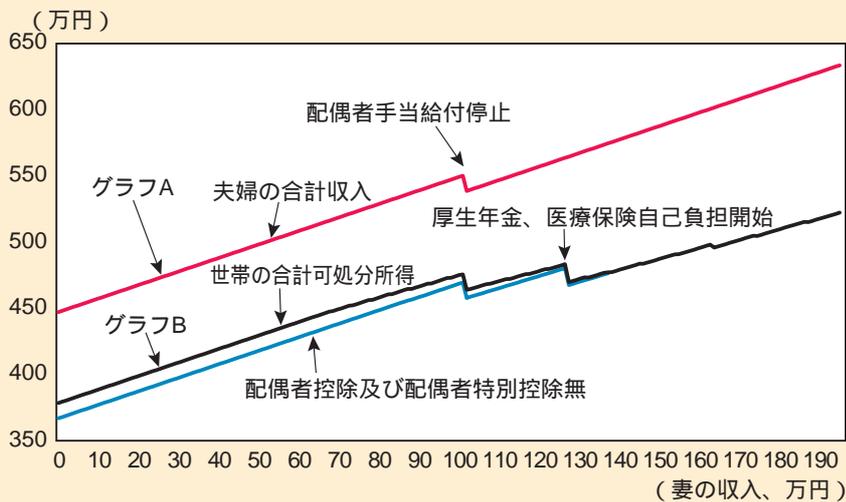
我が国では、高度成長期に「サラリーマン+専業主婦」という家族が一般化した。このため、様々な分野で専業主婦を対象にした制度が存在している<sup>1)</sup>。2000年において、配偶者控除の適用を受けている者は、民間の給与所得者のうち年末調整を行った者で1,279万人、申告納税を行った者で227万人である。一方、配

偶者特別控除の適用を受けている者は、民間の給与所得者のうち年末調整を行った者が1,151万人、申告納税を行った者が205万人である。

次に、妻の収入が増加したときに、世帯の可処分所得がどのように変化するか、前述の内閣府の税制シミュレーションモデルでシミュレーションしてみよう（図1）。ここでは、夫婦のみ世帯を前提とし、所得は給与所得のみとする<sup>2</sup>。夫の給与（ここでは30～39歳平均の給与所得436万円を仮定）を所与として妻の収入が増加した場合の世帯の可処分所得がどのように変化するかを示している。グラフAは課税前の世帯の合計収入（給与収入+配偶者手当）を示しているが、一般に妻の収入が103万円を超えると企業からの配偶者手当が受けられなくなるため、グラフが屈折している。グラフBは、世帯の可処分所得を示している。もし、仮に、配偶者控除及び配偶者特別控除が撤廃されると、このうちの妻の収入が141万円以下の部分が下方シフトすることとなる。

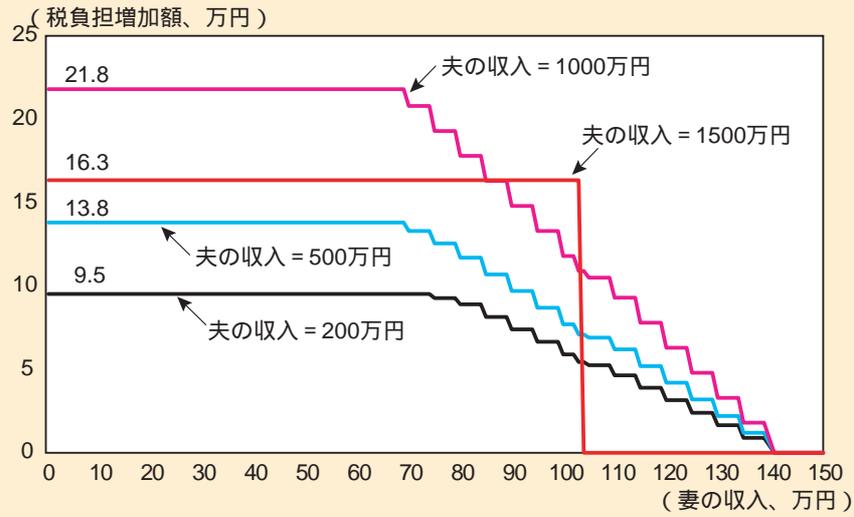
最後に、上記と同様の前提の下、配偶者控除等の廃止による家計の税負担の増加額がどれくらいになるかみてみよう（図2）。これを見ると、妻の収入が少ない場合、夫の収入が200万円では、配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止した場合の世帯の課税した後の手取り収入への影響は9.5万円であるが、夫の収入が1,000万円の世帯では、21.8万円となる。

図1 妻の収入の増加と世帯可処分所得の変化



- （備考）1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」平成9年分等により作成。  
 2. 夫の給与所得は30～39歳平均の436.4万円、配偶者手当は全企業平均の12.6万円。  
 3. 夫は30歳の給与所得者で世帯主、子供無し、人口5～50万人の都市に居住し、厚生年金保険、政府管掌健康保険、雇用保険に加入していると仮定し、税制シミュレーションモデルを適用。  
 4. 世帯の可処分所得は合計収入（＝給与収入合計＋配偶者手当）－合計税額（＝所得税＋住民税）－合計社会保険料、で算出。

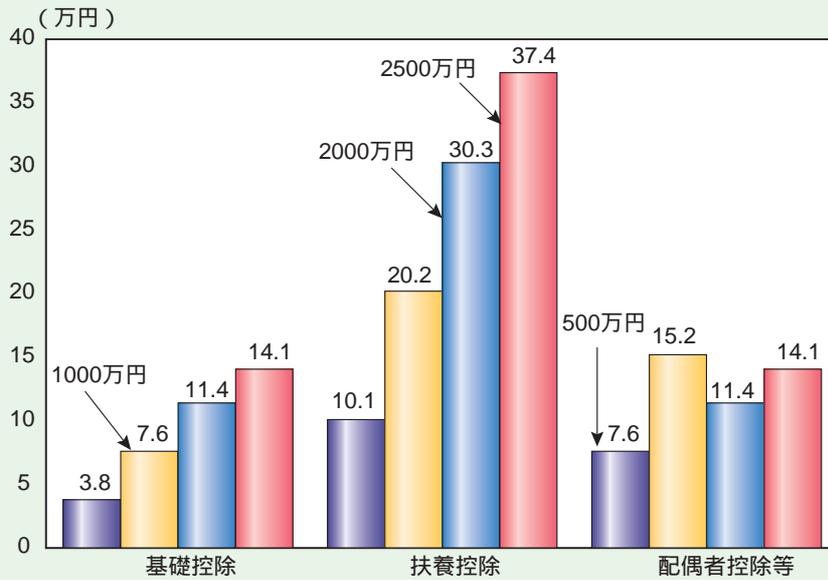
図2 配偶者控除等廃止時の夫の個人所得課税の税負担増加額（夫の年収別）



- (備考) 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止した場合の夫の個人所得課税 (= 所得税 + 住民税) の負担増加額を夫の年収別に、妻の収入に対応して税制シミュレーションモデルにより試算した。  
 2. 夫は30歳の給与所得者で世帯主、子供無し、人口5～50万人の都市に居住し、厚生年金保険、政府管掌健康保険、雇用保険に加入していると仮定した。

- 注** (1) この他にも、専業主婦を対象にした制度としては、(i) 社会保険制度における130万円基準、(ii) 企業の福利厚生制度 (いわゆる配偶者手当) がある。  
 (2) 夫の年齢は30歳で、厚生年金保険・政府管掌健康保険、雇用保険に加入し、人口5万人～50万人の地域に居住しているとする。

第2-1-30図 人的控除廃止時の納税者の所得税負担増加額（年収別1人当たり）の試算



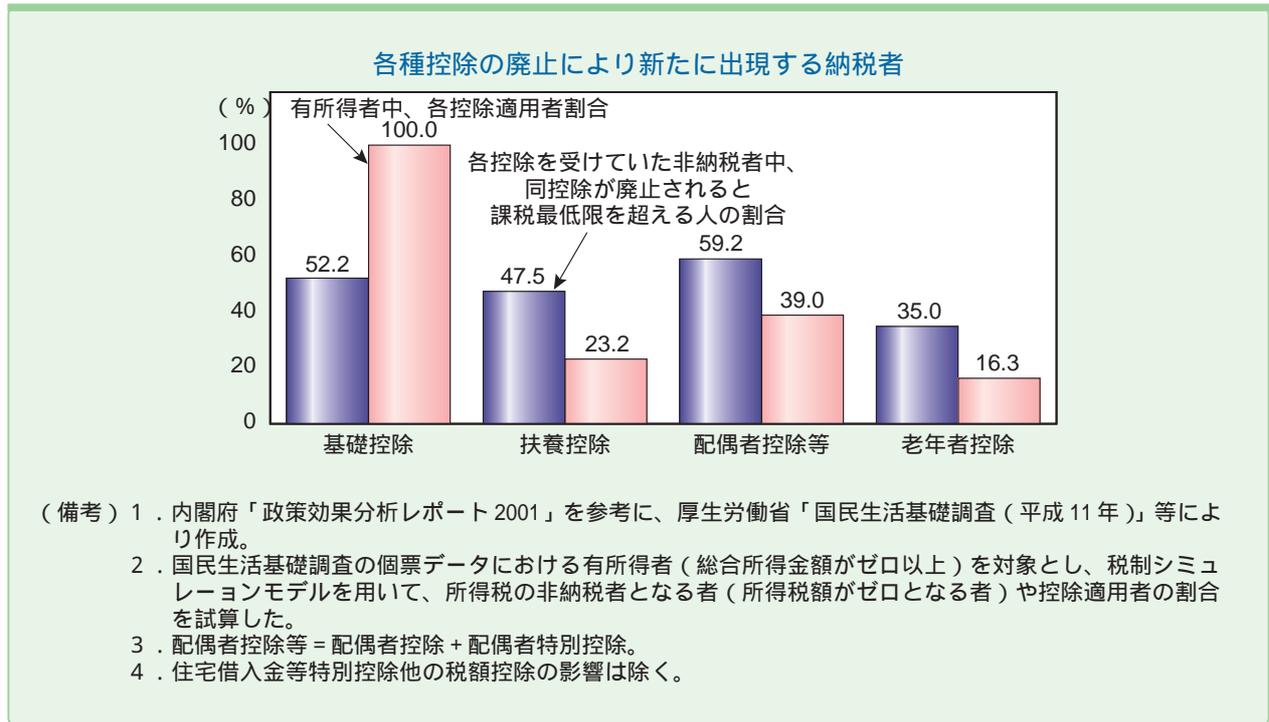
- (備考) 1. 夫は給与所得者で世帯主、妻は専業主婦で所得無し、子供は17歳、15歳と仮定。  
 2. 廃止を仮定した各控除の控除額に、各給与収入(500万円、1000万円、2000万円、2500万円)に適用されるであろう税率(10%、20%、30%、37%)を乗ずることで、納税者の所得税負担増加額を試算した。  
 3. 扶養控除は、扶養親族控除及び特定扶養親族控除がともに廃止された場合の合計額。  
 4. 配偶者控除等は、配偶者控除及び配偶者特別控除がともに廃止された場合の合計額。なお、2000万円、2500万円のケースでは、配偶者特別控除が適用されていないものとしている。

第2-1-31図 所得税及び個人住民税の各人的控除の減収見込み額

区分	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除			
				一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除	
所得税	2.1兆円程度	0.7兆円程度	0.5兆円程度	1.8兆円程度	1.0兆円程度	0.5兆円程度	0.3兆円程度
個人住民税	1.1兆円程度	0.3兆円程度	0.3兆円程度	0.7兆円程度	0.4兆円程度	0.2兆円程度	0.1兆円程度

- (備考) 1. 所得税は平成14年度予算ベース、個人住民税は平成13年度課税ベース。  
 2. 値は、平年度減収額。

第2-1-32図 人的控除廃止時に所得税の課税最低限を超える者の割合に関するシミュレーション



### 高齢者に関する控除の実態

我が国経済の構造的な問題の一つとして、少子高齢化が急速に進展するなかで、「世代間の不公平」が拡大していることがある<sup>21</sup>。高齢者の平均的な資産・所得の状況をみると、1,400兆円余りといわれる個人金融資産の半分を高齢者が保有していることから分かるように、現役世代と比較して、必ずしも全ての高齢者が貧しいというわけではないが、我が国では、高齢者に対して、様々な特例措置が講じられている。それに対して、現役中高年世代は、扶養家族を抱えながら、税及び社会保険料の負担に悩まされている印象が一般的であろう。

例えば、国民年金や厚生年金などの公的年金に係る税制の現状をみると、年金の拠出では、公的年金の支払保険料の全額が、社会保険料控除により所得から控除されており、年金を受給する段階においても、公的年金等控除や老年者控除等が控除され、実質的に課税対象から除かれている<sup>22</sup>(第2-1-33図)。また、65歳以上の公的年金受給者(夫婦世帯<sup>23</sup>)の課税最低限は、339.9万円となり、現役の給与所得者(夫婦世帯)の課税最低限である220万円の1.5倍となっている。このため、年収500万円の夫婦の場合を例にとると、勤労者世帯は、所

注 (21) この点については、「平成13年度年次経済財政報告」第3章の中で、世代会計の概念を用いて、定量的に分析している。  
 (22) 主要国における公的年金に係る税制を見ると、アメリカでは公的年金の給付段階では軽減措置により、一定の課税所得以下に関しては非課税となっているものの、拠出段階では本人拠出掛金の所得控除は認められていない。イギリスでも同様に公的年金について本人拠出の掛金は所得控除が認められず、給付段階でも控除はなく年金額全体が課税対象となる。ドイツでは本人拠出については保険料控除が認められるが、給付段階では課税対象となる。フランスでは本人拠出の掛金は所得控除が認められ、給付金に対する一定の控除がある。  
 (23) ここでいう夫婦世帯では、配偶者を70歳未満と仮定している。

第2-1-33図 公的年金等に係る課税の仕組み



得税・個人住民税併せて23万円程度負担するのに対して、年金受給者は15万円程度の負担にとどまっており、所得の潜在的な稼働能力に差異があるとしても、同一の所得水準の下で、勤労者と高齢者間で著しい税負担のかい離が生じている（「世代間の不公平」）（第2-1-34図）。

なお、年金給付による所得が給与所得とは別のもの（雑所得）と認識されており、他に給与所得があれば、給与所得控除と公的年金控除が同時に認められるため、年金所得以外にも所得のある高齢者の税負担を大層低いものとするという点も指摘されている<sup>24</sup>。

このため、マクロベースで見ると、公的年金等支払金額32.7兆円のうち、源泉徴収の対象となっている部分は全体のわずか7%弱に過ぎない。また、高齢者に関連する減収見込額は、所得税及び個人住民税で合わせて、合計で約1.9兆円となっている（第2-1-35図）。

注 (24) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（2001年6月閣議決定）」では、「公的年金や企業年金等に対しては、一般の給与所得などとは異なり、特別の所得として扱われ、若年世代の給与所得者に比べ優遇した課税が行われている。この点を含めた年金税制のあり方について、世代間の公平や、抛出・運用・給付の各段階を通じた負担の適正化の観点から見直していく。」ことが盛り込まれている。

第2-1-34図 年金収入と給与収入の所得税・個人住民税負担額

(単位：万円)

年金収入 又は給与収入	夫婦の場合（現行）		独身の場合（現行）	
	年金受給者 （65歳以上）	給与所得者 （65歳未満）	年金受給者 （65歳以上）	給与所得者 （65歳未満）
200	0.0	0.1	0.0	8.1
300	0.0	6.5	6.4	15.4
400	5.9	14.4	15.0	23.2
500	14.9	22.9	24.0	34.5

(参考) 課税最低限

所得税	339.9	220.0	236.3	114.4
個人住民税	315.6 (266.6)	195.0	228.8 (266.6)	108.8

- (備考) 1. 夫婦の場合の配偶者は、老人配偶者に該当しないものとして計算している。  
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。  
 3. 課税最低限の個人住民税欄の下段は、老年者等非課税限度額である。

第2-1-35図 公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況

公的年金等支払金額 32.7兆円	
諸控除により課税（源泉徴収）対象とならない部分 30.5兆円 内訳 ・公的年金等控除 ・基礎控除 ・配偶者控除 ・扶養控除 ・老年者控除 等	源泉徴収の対象となる部分 2.2兆円

- (備考) 1. 「公的年金等支払金額」は、「国税庁統計年報書（11年度）」による。  
 2. 「源泉徴収の対象となる部分 2.2兆円」は、上記資料の公的年金等に係る源泉徴収額（2,249億円）を10%（源泉徴収の際の税率）で割り返して算出。  
 3. 「課税対象とならない部分 30.5兆円」は、「公的年金等支払金額 32.7兆円」から「源泉徴収の対象となる部分 2.2兆円」を差し引いて算出。  
 4. 源泉徴収の対象とされた部分に係る税額については、確定（還付）申告により精算される。

高齢者に関する各控除による減収見込額

	所得税	個人住民税
公的年金等控除	約1兆円	約0.4兆円
老年者控除（50万円）	約0.1兆円	約0.1兆円
老人扶養控除（48万円）	約0.2兆円	約0.1兆円
老人扶養控除の同居老親加算（10万円）	約300億円	約100億円